

発行登録追補目論見書

平成 28 年 12 月

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 28－関東117－ 3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月 2 日

【会社名】 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 北 村 邦 太 郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

【電話番号】 03（6256）6000（大代表）

【事務連絡者氏名】 総務部文書チーム長 中 村 剛

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

【電話番号】 03（6256）6000（大代表）

【事務連絡者氏名】 財務企画部副部長 野 々 村 慎 一

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成28年 7 月22日
効力発生日	平成28年 8 月 1 日
有効期限	平成30年 7 月31日
発行登録番号	28－関東117
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 7,000億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
28－関東117－ 1	平成28年 9 月 2 日	100,000百万円	—	—
実績合計額(円)		100,000百万円 (100,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 1. 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

2. 今回の募集とは別に、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第4回無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）（券面総額又は振替社債の総額30,000百万円（発行価額の総額30,000百万円））を発行すべく、平成28年12月 2 日に発行登録追補書類（発行登録追補書類番号 28－関東117－ 2）を関東財務局長へ提出しましたが、平成28年12月19日が払込期日であり、本発行登録追補書類提出日（平成28年12月 2 日）現在払込みが完了していないため、上記実績合計額欄の算出には加算されておりません。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 6,000億円
(6,000億円)

(注) 1. 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

2. 今回の募集とは別に、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第4回無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）（券面総額又は振替社債の総額30,000百万円（発行価額の総額30,000百万円））を発行すべく、平成28年12月 2 日に発行登録追補書類（発行登録追補書類番号 28－関東117－ 2）を関東財務局長へ提出しましたが、平成28年12月19日が払込期日であり、本発行登録追補書類提出日（平成28年12月

2日)現在払込みが完了していないため、上記残額欄の算出には加算されていません。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

一円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	6
3 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	6
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	6
第二部 【公開買付けに関する情報】	7
第三部 【参照情報】	8
第1 【参照書類】	8
第2 【参照書類の補完情報】	8
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	9
第四部 【保証会社等の情報】	10
・「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	11
・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	12

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第5回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付)
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.620%
利払日	毎年6月8日及び12月8日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成29年6月8日を第1回の利息を支払うべき日（以下「支払期日」という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年6月8日及び12月8日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 (2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。 (4) 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記「(注) 6 劣後特約」に定める劣後特約及び別記「(注) 7 実質破綻時債務免除特約」に定める実質破綻時債務免除特約に従う。 2 利息の支払場所 別記「(注) 12 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	平成38年12月8日
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成38年12月8日にその総額を償還する。 (2) 本社債の償還期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 当社は、払込期日以降、税務事由（下記に定義する。）又は資本事由（下記に定義する。）（以下「特別事由」と総称する。）が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合の金額で、期限前償還がなされる日（同日を含む。）までの経過利息を付して期限前償還することができる。 「税務事由」とは、日本の税制又はその解釈の変更等により、本社債の利息の損金算入が認められないこととなり、当社が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない旨の意見書を、当社が、日本において全国的に認知されており、かつ当該事由に関して経験を有する法律事務所又は税務の専門家から受領した場合をいう。この場合、当社は、当該意見書を別記「(注) 4 財務代理人」に定める財務代理人に交付する。

	「資本事由」とは、本社債の全部又は一部が現在又は将来において当社のTier2資本に係る基礎項目の額に算入されないこととする内容の当社に適用のある自己資本比率規制に関する法令等（法令、規則、告示又は金融庁その他の監督当局の監督指針若しくは当該法令、規則又は告示に関する公式見解（金融庁が公表し、都度改正する自己資本比率規制に関するQ&Aと題する文書を含む。）をいい、これらを改正又は変更するものを含む。）が公布又は公表された場合、その他当社が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、当社に適用のある自己資本比率規制上現在又は将来において当社のTier2資本に係る基礎項目の額に、本社債の全部又は一部が算入されないこととなると判断した場合をいう。 (4) 本項第(3)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、当社は、その旨及び期限前償還しようとする日その他必要な事項を、同号に基づく意見書を添えて別記「(注) 4 財務代理人」に定める財務代理人に通知した後、当該期限前償還しようとする日前の30日以上60日以下の期間内に、別記「(注) 8 社債権者に通知する場合の公告」に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。かかる財務代理人に対する通知及び社債権者に対する公告又はその他の方法による通知は取り消すことができない。また、本項第(3)号に定める意見書は、当社の本店に備えられ、その営業時間中に社債権者の閲覧に供され、社債権者はこれを謄写することができる。かかる謄写に要する一切の費用はその申込人の負担とする。 (5) 本項第(4)号に別段の定めがある場合を除き、同号の手続に要する一切の費用はこれを当社の負担とする。 (6) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでも金融庁長官の事前の確認を受けたうえでこれを行うことができる。 (7) 本社債の償還については、本項のほか、別記「(注) 6 劣後特約」に定める劣後特約及び別記「(注) 7 実質破綻時債務免除特約」に定める実質破綻時債務免除特約に従う。 3 償還元金の支払場所 別記「(注) 12 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成28年12月 2 日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成28年12月 8 日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には一切の財務上の特約を付さない。

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当社はR&IからA（シングルA）の信用格付を平成28年12月 2 日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もし

ていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからA+（シングルAプラス）の信用格付を平成28年12月2日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<http://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2 振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4 財務代理人

- (1) 当社は、三井住友信託銀行株式会社（以下「財務代理人」という。）との間に平成28年12月2日付三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第5回無担保社債（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）財務及び発行・支払代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。
- (2) 別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。
- (3) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。
- (4) 財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を本(注)8に定める公告の方法により社債権者に通知する。

5 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債には期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

6 劣後特約

- (1) 本社債の償還及び利息の支払は、当社に関し、破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれに準ずる手続が外国において行われる場合に、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、当該本社債に基づく債権及び本(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件（ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件（ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生又は同意再生の決定がなされることなく民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、当該本社債に基づく債権及び本(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件（ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

- ④ 当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれに準ずる手続が外国において本(注)6(1)①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本(注)6(1)①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生する。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、当該条件に係ることなく発生する。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、本社債及び(注)6(1)①ないし④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件（ただし、本(注)6(1)③を除き本(注)6(1)と実質的に同じ条件を付された債権を含む。）を付された債権を除く債権を有するすべての者をいう。
- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)6(1)①ないし④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権

者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。

- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)6(1)①ないし④に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (5) 本(注)6(1)の規定により、当社について破産手続が開始されたとすれば、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7 実質破綻時債務免除特約

- (1) 当社について実質破綻事由（下記に定義する。以下同じ。）が生じた場合、別記「利息支払の方法」欄第1項及び別記「償還の方法」欄第2項の規定にかかわらず、実質破綻事由が生じた時点から債務免除日（下記に定義する。以下同じ。）までの期間中、本社債に基づく元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日（同日を含む。）までに期限が到来したものを除く。以下本(注)7において同じ。）の支払債務に係る支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当社は本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される。

「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、当社について特定第二号措置（預金保険法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有する。）を講ずる必要がある旨の特定認定（預金保険法第126条の2第1項において定義される意味を有する。）を行った場合をいう。

「債務免除日」とは、実質破綻事由が生じた日後10銀行営業日を超えない範囲で当社が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する日をいう。

- (2) 実質破綻事由が生じた場合、当社は、その旨、債務免除日及び本(注)7(1)に従い当社が本社債の元利金の支払債務を免除されることその他必要事項を、当該債務免除日の8銀行営業日前までに本(注)4に定める財務代理人に通知し、また、当該債務免除日の前日までに本(注)8に定める公告その他の方法により社債権者に通知する。ただし、債務免除日の8銀行営業日前までに本(注)4に定める財務代理人に通知を行うことができないときは、当該通知を行うことが可能になった時以降すみやかにこれを行い、また、債務免除日の前日までに社債権者に通知を行うことができないときは、債務免除日以降すみやかにこれを行う。
- (3) 実質破綻事由が生じた後、本社債に基づく元利金の全部又は一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 実質破綻事由が生じた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

8 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の方法によりこれを行う。

9 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注)4に定める財務代理人を除く。）の変更は、本(注)6(2)の規定に反しない範囲で、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 本(注)10(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

11 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債についての各社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求する

ことができる。

12 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	5,600	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,500	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,200	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	400	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	200	
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	100	
計	—	10,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	59	9,941

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,941百万円は、三井住友信託銀行株式会社への貸出（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）として、平成28年度下期中を目途に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 5 期(自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日) 平成28年 6 月30日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 6 期第 1 四半期(自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日) 平成28年 8 月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第 6 期第 2 四半期(自 平成28年 7 月 1 日 至 平成28年 9 月30日) 平成28年11月28日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成28年12月 2 日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成28年 6 月30 日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(平成28年12月 2 日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 本店

(東京都千代田区丸の内一丁目4番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 北 村 邦 太 郎

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。

1,679,930百万円

(参考)

(平成26年3月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格		発行済株式総数		
466円	×	3,903,486,408株	=	1,819,024百万円

(平成27年3月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格		発行済株式総数		
495.5円	×	3,903,486,408株	=	1,934,177百万円

(平成28年3月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格		発行済株式総数		
329.6円	×	3,903,486,408株	=	1,286,589百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

平成28年9月30日現在、当社及び当社の関係会社は、当社、連結子会社72社及び持分法適用関連会社22社で構成されており、幅広く金融関連業務を行っております。

当社及び当社の関係会社の事業に係る位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであり、主要な関係会社を記載しております。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	三井住友信託銀行	○三井住友信託銀行株式会社 ○日本証券代行株式会社 ○日興アセットマネジメント株式会社 ○東京証券代行株式会社 ○三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 ○三井住友トラストクラブ株式会社 ○住信保証株式会社 ○三井住友トラスト保証株式会社 ○三井住友トラスト・カード株式会社 ○三井住友トラスト不動産株式会社 ○三井住友トラスト総合サービス株式会社 ○三井住友トラスト・ウェルスパートナーズ株式会社 ○三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社 ○三井住友トラスト・インベストメント株式会社 ○トップリート・アセットマネジメント株式会社 ○三井住友トラスト不動産投資顧問株式会社 ○Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited ○Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A. ○Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited ○Sumitomo Mitsui Trust International Limited ○Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited ○Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited ○Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited △住信SBIネット銀行株式会社 △紫金信託有限責任公司
	その他	○三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 ○株式会社三井住友トラスト基礎研究所 ○日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

(注) 1. ○は連結子会社、△は持分法適用関連会社であります。

2. 「その他」は各報告セグメントに帰属しない区分であります。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,323,269	1,115,781	1,187,565	1,203,554	1,198,904
うち連結信託報酬	百万円	98,207	96,190	104,747	104,703	105,537
連結経常利益	百万円	272,137	255,075	258,021	292,483	278,061
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	164,660	133,768	137,675	159,665	166,909
連結包括利益	百万円	197,182	279,612	239,712	499,385	59,359
連結純資産額	百万円	2,337,031	2,330,474	2,441,043	2,716,973	2,704,511
連結総資産額	百万円	34,376,309	37,704,031	41,889,413	46,235,949	58,229,948
1株当たり純資産額	円	413.11	470.71	511.02	618.63	618.11
1株当たり当期純利益金額	円	38.54	31.27	34.48	40.38	43.33
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	34.48	40.38	43.32
自己資本比率	%	5.31	4.89	5.02	5.16	4.08
連結自己資本利益率	%	9.58	7.48	7.13	7.22	7.00
連結株価収益率	倍	6.84	14.16	13.51	12.26	7.60
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,495,329	517,965	2,258,701	1,349,631	9,752,429
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,124,294	700,274	734,169	1,646,991	△380,627
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△22,660	△349,728	△262,800	△409,452	△64,122
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	1,726,575	2,609,409	5,400,503	8,022,017	17,323,915
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	20,305 [3,911]	20,189 [3,431]	20,890 [2,907]	20,965 [2,652]	21,852 [2,694]
合算信託財産額	百万円	168,335,650	180,208,811	197,783,263	223,925,575	236,757,301

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)を適用しております。
3. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、平成23年度及び平成24年度については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益金額から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均連結自己資本額で除して算出しております。
なお、平成23年度は、株式交換による増加を反映した期首の連結自己資本金額により期中平均連結自己資本額を算出しております。
6. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、平成27年度連結会計年度より、「連結当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
7. 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社ごとの信託財産額を単純合算の上、資産管理を目的として連結子会社間で再信託を行っている金額を控除しております。
- (平成23年度の合算対象の連結子会社)
- 中央三井信託銀行株式会社
中央三井アセット信託銀行株式会社
住友信託銀行株式会社
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- (平成24年度以降の合算対象の連結子会社)
- 三井住友信託銀行株式会社
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

(2) 単体

回次		第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
決算年月		平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
営業収益	百万円	41,253	57,325	34,530	59,918	59,926
経常利益	百万円	27,416	46,093	24,856	51,168	50,504
当期純利益	百万円	27,409	46,089	24,431	51,173	50,503
資本金	百万円	261,608	261,608	261,608	261,608	261,608
発行済株式総数 普通株式 第七種優先株式	千株	4,153,486 109,000	3,903,486 109,000	3,903,486 109,000	3,903,486 —	3,903,486 —
純資産額	百万円	1,740,446	1,546,032	1,622,731	1,503,048	1,493,582
総資産額	百万円	1,932,107	1,708,113	1,755,995	1,654,043	1,824,180
1株当たり純資産額	円	392.30	389.30	387.32	389.02	388.28
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) 普通株式 第七種優先株式	円	8.50 (4.00) 42.30 (21.15)	9.00 (4.25) 42.30 (21.15)	10.00 (5.00) 42.30 (21.15)	12.00 (5.50) 21.15 (21.15)	13.00 (6.50) — (—)
1株当たり当期純利益 金額	円	5.49	10.04	5.13	12.54	13.11
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	5.13	12.54	13.10
自己資本比率	%	90.07	90.50	92.40	90.85	81.85
自己資本利益率	%	2.04	2.70	1.34	3.24	3.37
株価収益率	倍	48.08	44.10	90.70	39.50	25.13
配当性向	%	154.82	89.60	194.65	95.68	99.15
従業員数	人	159	60	46	39	35

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)を適用しております。
3. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、第1期及び第2期については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 自己資本利益率は、当期純利益金額から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均自己資本額で除して算出しております。
6. 第2期の発行済株式総数の減少は、平成25年3月22日に自己株式の消却を行ったことによるものであります。